

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度における数量を次のように変更したので、同条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項に定める数量を、次のとおり変更する。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

| 変更後 | (変更前) |
|----------|------------|
| 124.9 トン | (118.2 トン) |

2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 変更後 | (変更前) |
|----------------------|----------|-----------|
| 山口県くろまぐろ(小型魚)日本海定置漁業 | 21.8 トン | (20.7 トン) |
| 山口県くろまぐろ(小型魚)その他の漁業 | 103.0 トン | (97.4 トン) |